

包括事前審査制度について

平成 12 年 3 月 31 日蔵関第 245 号
改正 平成 12 年 8 月 10 日蔵関第 652 号
改正 平成 13 年 3 月 21 日蔵関第 191 号
改正 平成 13 年 3 月 28 日蔵関第 255 号
改正 平成 14 年 3 月 31 日蔵関第 253 号
改正 平成 17 年 10 月 31 日蔵関第 1360 号
改正 平成 19 年 3 月 31 日蔵関第 420 号

標記のことについて、別紙のとおりその実施要領を定めたので、今後これにより実施されたい。

なお、本制度は平成 20 年 12 月 31 日をもって終了するので、留意ありたい。

—別紙—

包括事前審査制度実施要領

1 制度の趣旨

輸出者が同一種類の貨物を継続して輸出する場合、あらかじめ、包括的に審査を行うことにより、輸出通関の迅速化を図ることを目的とする。

2 本制度適用の要件

本制度は、次に掲げる各要件を充足する輸出者に対し適用するものとする。

- (1) 輸出者が同一種類の貨物を継続的に輸出すること。ただし、輸出しようとする貨物が原則として輸出貿易管理令(昭和 24 年政令第 378 号)別表第 1 に掲げる貨物(輸出管理を適正に履行することができると認められる輸出者が、同令別表第 1 の 1 の項に掲げる貨物以外の貨物を輸出しようとする場合であって、税関が特に支障がないと認める貨物を除く。)及び関税の減免戻税適用貨物(税関が特に支障がないと認める貨物を除く。)以外の貨物であること。

なお、「同一種類の貨物」とは、輸出統計品目番号(「関税法第 102 条の規定を実施するため、輸出統計品目表及び輸入統計品目表を定める等の件」(昭和 62 年 6 月 30 日大蔵省告示第 94 号)に定められているものをいう。以下同じ。)の上 4 桁が共通するものをいう。

- (2) 輸出者が次のいずれにも該当していないこと。

イ. 輸出者が過去 3 年間に関税法(昭和 29 年法律第 61 号)その他関税に関する法律の規定に違反して処罰されたこと。

ロ. 過去 1 年間に関税の審査・検査により関税法その他関税に関する法律に従っていないことが発見されたこと(例えば、申告外物品が発見された場合)又は関税法その他関税に関する法律に従っていないおそれがあると税関に指摘され申告の撤回をしたこと(例えば、他法令の許可・承認証等を必要とする貨物であることが税関に指摘され申告を撤回した場合)。ただし、単なる誤記又は記入漏れその他の明らかに単純な誤り(例えば、他法令上必要とされる許可・承認証等を取得していたにもかかわらず、輸出申告の際に添付することを失念していた場合)に起因する場合を除く。

ハ. 過去 3 年間に外国為替及び外国貿易法(昭和 24 年法律第 228 号)第 48 条((輸出の許

可等))の規定に違反して処罰されたこと。

ニ、社内における輸出管理体制が確立されていないこと。

ホ、税関が本制度を適用することが適当でないとして本制度の適用を停止した日から1年が経過していないこと

3 処理要領

(1) 包括事前審査

イ 包括事前審査申出書の提出

輸出者が本制度の適用を受けようとする場合には、次に掲げる事項を記載した別添1の様式による包括事前審査申出書(以下「申出書」という。)を、主として輸出申告する税関の本関業務部通関総括部門(本制度の審査を通関総括部門以外の部門が担当している税関にあっては、当該部門。以下同じ。)又は通関官署に2部提出させるものとする。

なお、当該申請書を提出した税関以外の税関においても輸出申告する予定があっても、当該税関への申出書の提出を要しないものとする。

(イ) 申出者(輸出者) : 本制度の適用を受けようとする輸出者の名称及び輸出者符号(「外国貿易等に関する統計基本通達」(昭和59年10月17日蔵関第1048号)25-6に基づく輸出者符号)

(ロ) 品 名 : 輸出しようとする貨物の品名

(ハ) 統計品目番号 : 品目ごとに適用される輸出統計品目番号(4桁)

(ニ) 他法令規制状況 : 品名欄に記載された貨物のうち、他法令規制に該当するものについては、その貨物の輸出申告の際に使用する品名(ただし、税関が他法令の規制状況を確認する上で、特に支障がないと認める場合にあっては、適宜、取りまとめた記載で差し支えない。)、統計品目番号(9桁)並びに該当する他法令名及び項番等

(ホ) 参考事項 : 輸出申告しようとする通関官署名、税関手続を通関業者に委託している場合であって当該通関業者が通関業法基本通達(昭和47年蔵関第105号)5-2の(2)のハに規定する法令遵守のための社内管理規則を整備している場合にはその旨、その他参考となる事項

ロ 包括事前審査

包括事前審査に当たっては、提出された申出書によるほか、輸出者から直接必要な事項を聴取して、輸出者が上記2に定める要件を充足するか否かを判断する。

この場合、必要に応じて輸出者から参考となる資料の提出を求めることとする。

輸出者が上記2に定める要件を充足する場合には、更に、申出書に記入されている統計品目番号、他法令規制状況等の適否を、輸出しようとする貨物の現品を確認することにより又はカタログ等と対査、照合することにより審査するものとし、他法令の該非に疑義ある貨物については、疑義の解消に努めるものとする。

また、他の税関において、同一内容の申出書によって、既に本制度の適用を受けている場合においては、提出された審査済申出書の写しを審査の参考として活用する。

なお、包括事前審査の際には、輸出者のほか、通関手続を委任される通関業者の通関士を立ち合わせるものとする。

ハ 審査済申出書の交付の交付及び他関連付

(イ) 上記ロの包括事前審査の結果、本制度の適用を認めたときは、提出された申出書の各葉に整理番号及び有効期間を記入の上、税関確認欄に審査印を押なつするものとする。

(ロ) 審査を行った本関業務部通関総括部門又は通関官署は、税関確認欄に審査印を押なつした申出書（以下「審査済申出書」という。）の1部を保管し、他の1部を輸出者に交付するとともに、当該審査済申出書の写しを他の税関の本関業務部通関総括部門へ速やかに送付する。

なお、通関官署で審査を行った場合には、当該審査済申出書の写しを自税関の本関業務部通関総括部門にも送付するものとする。

ニ 有効期間

包括事前審査の対象とする期間（以下「有効期間」という。）は、当該輸出者の取引実態に即して税関が適当と認める期間（ただし、平成20年12月31日までとする。）とする。

ホ 有効期間の延長

(イ) 申出書の内容に変更がない場合、輸出者からの申出により、平成20年12月31日までに限り、有効期間を延長することができる。

(ロ) 輸出者が有効期間の延長を受けようとする場合には、別添2の様式による「包括事前審査有効期間延長申出書」を審査済申出書を交付した税関の本関又は通関官署に提出させるものとする。

なお、当該申出書の提出部数及び処理方法については、上記イ及びハの規定に準ずることとする。

(2) 本制度の適用貨物に係る輸出申告書の処理

イ 輸出申告書の提出

本制度の適用貨物に係る輸出申告（以下「包括事前審査済輸出申告」という。）については、申告者に、申告書原本の右上余白部分に○包印（朱書き）及び審査済申出書の整理番号を記入させ（通関情報処理システムにより申告する場合は、申告入力画面の所定欄に整理番号を入力させる。）、当該申告に係る貨物の蔵置場所を管轄する税関官署の通関部門に提出させる。

ロ コンテナー扱い申出について

包括事前審査済輸出申告については、関税法基本通達（梶和47年3月31日蔵関第100号）67-1-20（（輸出貨物のコンテナー扱い））に規定する手続を省略しても差し支えない。

ハ 申告時期等

包括事前審査済輸出申告については、税関が特に支障があると認める場合を除き、当該申告に係る貨物を保税地域又は税関長が指定した場所に搬入後、トラック等の運送具に積載したままの状態で行かせ、輸出許可をして差し支えないものとする。

ニ その他

審査の段階で疑義が生じた場合には、関係書類等の提出若しくは提示を求め、又は、検査を実施し疑義の解明を行うものとする。

(3) 包括事前審査申出内容変更届等の提出

次に掲げる審査済申出書に係る記載事項に変更がある場合又は上記3(1)ロにより、提出された参考となる資料に変更がある場合には、速やかに輸出者から別添3の様式による「包括事前審査申出内容変更届」を審査済申出書を交付した税関の本関業務部通関総括部門又は通関官署に提出させる。

イ 申出者の住所、名称又は連絡先電話番号

ロ 品名、輸山統計品目番号

ハ 他法令規制状況

ニ 参考事項

(4) 適用の停止

本制度適用輸出者が、次のいずれかに該当することとなった場合には、直ちに適用を停止し、遅滞なく、その旨を他の税関の本関業務部通関総括部門に通報するものとする。

なお、ロ又はハに該当し適用を停止することとなった場合は、別添4の様式により輸出者に通知するものとする。

イ 本制度適用の有効期間中に、輸出者より適用の停止の申出があったとき。

ロ 輸出者が上記2に定める本制度適用の要件を充足しないこととなったとき。

ハ ロに掲げるもののほか、税関において本制度を当該輸出者に適用することが適当でないと認めるとき。

包括事前審査申出書

平成 年 月 日

税 関 長 殿

申 出 者 (輸 出 者)
 住 所
 名 称 印
 (署 名)
 輸 出 者 符 号 ()
 連 絡 先 電 話 番 号
 代 理 人 (通 関 業 者)
 住 所
 名 称 印
 (署 名)
 連 絡 先 電 話 番 号

関税法等輸出関連法規及び「包括事前審査制度について」(平成12年3月31日蔵関第245号)に定められた規定を遵守し、適正な輸出申告を行いますので、下記の貨物について、包括事前審査の適用を申し出ます。

記

1. 包括事前審査を受けようとする貨物

番号	品 名	統計品目番号	他法令規制状況
1 2	(必要に応じてアタッチシートを添付させる。)		

2. 参考事項

輸出申告を予定している通関官署	(必要に応じてアタッチシートを添付させる。)
-----------------	------------------------

【以下、税関記入欄】

整理番号	海上システム及びマニュアル申告用			
	航空システム用			
有効期間	平成 年 月 日から平成 年 月 日まで有効			
税関記入欄				
	税 関 確 認	海 上 N A C C S 登 録	航 空 N A C C S 登 録	

※1 住所、名称、連絡先電話番号、品名、輸出統計品目番号、他法令規制状況及び通関官署の変更については、速やかに変更届を提出して下さい。

※2 申出者欄には、住所及び氏名を記載の上、押印又は署名のいずれかを選択することができます。

(規格 A4)

「包括事前審査申出書」記載要領

- 1 申出者（輸出者）：包括事前審査制度の適用を受けようとする輸出者の住所、名称、輸出者符号及び連絡先電話番号を記入させる（押印については申出者の選択により署名に換えても差し支えない。）。
- 2 代理人：包括事前審査制度の適用貨物に係る通関手続を行う通関業者のうち本申出手続を代理する者の住所、名称及び連絡先電話番号を記入させる（押印については、申出者の選択により署名に換えても差し支えない。）。
- 3 品名、統計品目番号：品名は輸出しようとする貨物の品名を記入させる。
他法令規制状況：統計品目番号は品名ごとに適用させる輸出統計品目番号（「関税法第102条の規定を実施するため、輸出統計品目表及び輸入統計品目表を定める等の件」（昭和62年6月30日大蔵省告示第94号）に定められているものをいう。以下同じ。）の4桁を記入させる。
：品名欄に記載された貨物のうち、他法令規制に該当するものについては、当該貨物の輸出申告の際に使用する品名、統計品目番号（9桁）並びに該当する他法令名及び項番等を別欄として記入させる。
- 4 参考事項：包括事前審査制度の適用貨物に係る輸出申告書の提出が予定される通関官署の名称を参考までに記入させる。
- 5 整理番号※：整理番号は通関システムが自動的に振り出す番号とし、海上システム用整理番号は輸出申告書（C-5010）を利用して申告する場合と兼用とする。
- 6 有効期間※：有効となる日を含め、3年以内の期間を記入する。
（注）※印は、税関が記入する。

包括事前審査有効期間延長申出書

平成 年 月 日

税 関 長 殿

申 出 者 (輸 出 者)
 住 所
 名 称 印
 (署 名)
 輸 出 者 符 号 ()
 連 絡 先 電 話 番 号
 代 理 人 (通 関 業 者)
 住 所
 名 称 印
 (署 名)
 連 絡 先 電 話 番 号

平成 年 月 日付で適用確認を受けた包括事前審査について、引き続き関税法等輸出関連法規及び「包括事前審査制度について」(平成12年3月31日蔵関第245号)に定められた規定を遵守し、適正な輸出申告を行いますので、下記のとおり有効期間の延長を申し出ます。

記

当初申出書 整理番号	海上システム及びマニュアル申告用	
	航空システム用	
希望する 延長期間	平成 年 月 日まで	

【以下、税関記入欄】

延長期間	平成 年 月 日まで延長		
税関記入欄			
	税 関 確 認	海 上 NACCS 登 録	航 空 NACCS 登 録

※申出者欄には、住所及び氏名を記載の上、押印又は署名のいずれかを選択することができます。

(規格 A4)

包括事前審査申出内容変更届

平成 年 月 日

税 関 長 殿

申 出 者 (輸 出 者)
 住 所
 名 称 印
 (署 名)
 輸 出 者 符 号 ()
 連 絡 先 電 話 番 号
 代 理 人 (通 関 業 者)
 住 所
 名 称 印
 (署 名)
 連 絡 先 電 話 番 号

平成 年 月 日付で適用確認を受けた包括事前審査申出内容について、下記のとおり変更がありましたので届け出ます。

記

当初申出書 整理番号	海上システム及びマニュアル申告用	
	航空システム用	
変更事実の 発生年月日	平成 年 月 日	
変更内容及 び理由	(必要に応じてアタッチシートを添付させる。)	

【以下、税関記入欄】

税関記入欄			
	税 関 確 認	海 上 N A C C S 登 録	航 空 N A C C S 登 録

※申出者欄には、住所及び氏名を記載の上、押印又は署名のいずれかを選択することができます。

包括事前審査制度適用停止通知書

平成 年 月 日

殿

〇 〇 税 関

「包括事前審査制度について」（平成12年3月31日蔵関第245号）別紙の3(4)の規定に基づき、下記の理由により包括事前審査制度の適用停止したので、通知します。

記

理 由

- 貴社が本制度適用の要件を充足しないこととなったため

[]

- 税関において本制度を当該輸出者に適用することが適当でないと認めるとき

[]